

1 策定の趣旨

当学院は、職業訓練や持続的な地域づくりに対する活動を通じた人格の陶冶を教育目標としている。そして、確かな職業能力と基礎的・汎用的能力を持って社会に貢献できる人材を育成する教育課程の開発を通じて、日本の後期中等教育の在り方を根本的に変えることを目指している。

これらの教育目標や学校教育改革を達成するには、すべての生徒が安心して学校生活を送り、主体的、意欲的に諸活動に取り組むことができる環境を整えなければならない。そのための方策の一つとして、いじめ防止に向けた指導体制を確立し、いじめの未然防止を図りながら早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決することを目指して「学院いじめ防止基本方針」を定める。（「いじめ類似行為」に関しても同様に取り扱うものとする。）

2 いじめの定義

- (1) 「いじめ」とは生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応及び保護者との連携等

(1) 日常の指導体制

個別面談をはじめとして、週1～2日の登校日における生徒の観察を意識的に行うことで、教職員が小さな変化を敏感に察知し、情報を職員間で共有する体制をつくり、いじめを見逃さず、早期発見することに努める。このほか、いじめの防止等に係る措置を実効的に行うため、学院長を含む複数の教職員により構成される校内組織「いじめ対策委員会」を定める。（別記1「いじめ対策委員会」）

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を行うため、従来の取組のねらいやその意義について点検し、より効果的な取組へと改善する。また、いじめの早期発見、いじめへの対応に係る教職員の資質・能力の向上を図る校内研修を企画・実施する。以上の取組を体系的・計画的に行うため、年間の指導計画を別に定める。

（別記2 年間指導計画）

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、事実確認を行う。その上で、上記(1)に示した組織を中心に、関係機関と連携しながら迅速にいじめを解決する。対応の詳細については、別に定める。

(別記3 緊急時の組織的対応)

(4) 保護者との連携

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、収集した情報や事実確認をもとに保護者へ連絡する。その後の家庭訪問や面談は複数の教職員で対応し、保護者との信頼関係を深める。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。例えば、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な損害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」も重大事態といえる。また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学院長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

学院長が重大事態と判断した場合、「いじめ対策委員会」で必要な聞き取りをしながら事実関係を明らかにする。以上の対応と併行して再発防止策を検討して事後に役立てる。

5 ネット上でのいじめが発生したときの対応

(1) 書き込み等の削除

生徒又は保護者から相談、訴えがあったときは、以下のように対応する。

ア 相談、訴えを受けた教職員は、直ちに「いじめ対策委員会」に報告する。当該委員会で、掲示板等への書き込みを確認し、プリントアウト、カメラ撮影などにより内容を記録する。

イ 当該サイトの利用規約を確認の上、校務用のパソコンを使って、掲示板管理者へ削除の依頼を行う。

ウ 削除されない場合は、県警本部サイバー犯罪対策課（025-285-0110）、新潟地方法務局本局人権擁護課（025-222-1563）等に相談する。

(2) 生徒への指導

登校日の授業において、以下の3点について自覚させるよう、具体的な事例を紹介する

ア ネット上で誹謗・中傷等の書き込みを行うことは、他者の人権を踏みにじる行為であり、決して許されないということ。

イ 匿名で書き込んでも、書き込みを行った個人は特定できる。悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されることもあるということ。

ウ インターネットを利用する際のマナーを守ることで、自分自身へのリスクも回避されるということ。

6 その他留意事項

(1) いじめ解消に向けた指導

「いじめが解消している状態」とは、「いじめ行為がやんでいる状態が少なくとも3か月継続」「被害者が心身の苦痛を受けていない」という2つの要件が満たされている必要がある。

ア 被害生徒に対する心理的、物理的影響を与える行為が止んでいる状態が最低3ヶ月続くまで見守りは継続する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを随時面談等で確認する。

ウ 双方の生徒及び周囲の生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

(2) 取組の点検・評価

いじめ防止等について実効性の高い取組を継続的に実施するため、この「学院いじめ防止基本方針」が実情に即して効果的に機能しているかどうか、「いじめ対策委員会」を中心に定期的に点検・評価する。

(3) 生徒、保護者等からの意見聴取

「学院いじめ基本方針」の見直しに際しては、より充実した学校生活の創造を目指し、アンケート等をとおして生徒の意見も適宜取り入れる。

(別記1)

「いじめ対策委員会」

(1) 構成員

学院長、齋藤メンター、齋京コーチ、霜鳥ウェルビーイングプランナー

(2) 主な活動

- ・「いじめ防止基本方針」の見直し・改善
- ・年間指導計画の作成・実施・改善
- ・教職員対象研修会の企画・実施
- ・関係各機関との連携（新潟地方法務局、上越警察署、上越児童相談所等）
- ・いじめが疑われる案件についての判断、重大事態への対応

(別記2)

年間指導計画

(1) 生徒向け研修（各2時間）

4月 いじめ防止講話「いじめとは ～人の差別意識と集団心理、その対応について～」

11月 いじめ防止ワークショップ「職場におけるいじめ ～実態と会社対応について～」

(2) 教職員向け研修

4月 上記4月の防止講話前の事前学習会

10月 上記11月のワークショップ前の企業内における実態ヒアリングおよび生徒への効果的な対話設定について

(別記3)

緊急時の組織的対応

